

# 北上市学校給食物資納入資格業者登録申請の手引き

令和7年度及び令和8年度に、北上市学校給食センターへ学校給食物資の納入を希望する者は、次により北上市学校給食物資納入資格業者登録申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

## 第1 登録の資格要件

- (1) 納入した給食物資への異物混入等の緊急時に直ちに対応できる体制が整っていること。
- (2) 新たに組合等を組織して登録しようとする場合は、当該組織を構成する各者が引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (3) 営業施設及び納入しようとする給食物資の衛生管理並びに従業員に対する健康管理が十分に行われていること。
- (4) 仕入れ及び製造加工並びに搬送の能力が十分にあり、指示した期日、時刻及び場所に指示した量の給食物資を納入できること。
- (5) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（生産者団体は除く）
- (6) 営業に関し、法令上資格を必要とする業種にあっては、当該資格を有していること。

## 第2 申請書等の受付期間

令和6年11月25日（月）から令和6年12月20日（金）まで（ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、期間途中での登録申請（随時申請）の場合は、随時受付するので、納入を希望する月の3か月前までに申請すること。

## 第3 申請書等の提出方法

申請書は持参、郵送またはフォームに登録する方法のいずれかにより提出すること。持参の場合は平日の午前8時から午後5時までに限る。

提出先 〒024-0014

北上市流通センター16番40号 北上市北部学校給食センター

TEL 0197-68-2207 FAX 0197-68-2279

電子申請の場合 <https://logoform.jp/f/fj1Jz>

北部学校給食センターへの資料提出のフォーム



## 第4 登録の有効期間

登録業者名簿の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

とする。なお、随時申請をした場合であって、資格審査を行った結果、登録を適當と認めたときは、登録された日から令和9年3月31日までとする。

## 第5 提出書類

申請に必要な次の書類を揃え、各1部提出するものとする。後日、提出された書類の内容について問い合わせる場合があるので、必ず提出書類の控えを保存しておくこと。

### (1) 申請書（様式第2号）

ア 「登録する印」は見積及び代金の請求等に使用する印（代表者印）を押印すること。

### (2) 営業規模概況調書（様式第3号）

ア 「2 施設設備」については、保有またはリース等で現在利用している施設設備、車両、機械等について該当するものがあれば記入すること。

イ 「3 衛生管理・健康管理」については、実施しているものを記入すること。

ウ 「4 異物混入等の緊急時の体制」については、担当の氏名、連絡先（事務所及び携帯電話の番号）を記入すること。

### (3) 誓約書

### (4) 納税証明書（生産者団体除く。）

税目（国税様式名）		法人	個人事業主
国税	法人税（その3の3）	<input type="radio"/>	—
	消費税（その3の3）	<input type="radio"/>	—
	所得税（その3の2）	—	<input type="radio"/>
	消費税（その3の2）	—	<input type="radio"/>
市税	未納なし証明書（様式第6号）（参考）	北上市に事業所 がある場合	北上市に事業所 がある場合
	または納税証明書（前年度分）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注1 提出日の直前3か月以内に発行のもの。写し可。

2 国税については「未納税額のないこと」を証明するものであること。

3 市税については北上市に事業所がある場合のみ提出すること。納税証明書により提出する場合は、直前1年分を対象としたものとする。

4 事務所開設から日数が経過していないため、法人市民税等の納税実績がない場合は、「法人の設立・変更等の申告書」の写しを提出すること。

(5) 営業上必要とする食品衛生関係の法令に基づく許可、認定等を証する書類の写し（営業上許可、認定等が必要な場合に限る。）

(6) (5)により許可証、認定証の写しを提出する場合は、直近の食品衛生監視票の写し

(7) 許可証、認定証の写しを提出しない場合は、給食物資の衛生管理及び健康管理が適切に行われていることを証するものとして、次に掲げるもののいずれか1種類の写し（生産者団体除く。）

- ア 自主点検記録簿（1年以内のもの）
- イ 自社基準の点検記録簿（1年以内のもの）
- ウ 衛生管理及び健康管理に関する記録簿（1年以内のもの）